様式第四	事業開始届出書	指定旧供給区域等小売供給開始届出書
様式第八	事業譲渡譲受認可申請書	指定旧供給区域等小売供給譲渡譲受認可申請書
様式第九	合併認可申請書	指定旧供給区域等小売供給合併認可申請書
様式第十	分割認可申請書	指定旧供給区域等小売供給分割認可申請書
様式第十の二	許可事業承継届出書	指定旧供給区域等小売供給承継届出書
様式第十一	事業休止（廃止）許可申請書	指定旧供給区域等小売供給休止（廃止）許可申請書
様式第十四の二	供給約款変更届出書	指定旧供給区域等小売供給約款変更届出書
様式第十四の二の二	供給約款変更届出書	指定旧供給区域等小売供給約款変更届出書

3　旧簡易ガスみなしガス小売事業者については、旧施行規則第七十五条、第八十条から第八十四条まで、第八十六条の二から第八十六条の三の三まで、第八十七条、第百二十一条、様式第四、様式第九から第十の二まで、様式第十二、様式第十四の二、様式第十四の二の二、様式第四十三及び様式第四十六から様式第四十七の二までの規定は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十八条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十五条の見出し	事業開始	指定旧供給地点小売供給開始
第七十五条	第七条	ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「旧施行規則」という。）第七条
第八十条の見出し	供給地点等	指定旧供給地点
	法	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第五条の規定による改正前の法（以下「法」という。）
	事業開始	指定旧供給地点小売供給開始

第八十条	第七条	旧施行規則第七条
		改正法附則第二十九条第六項
	法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第三項において準用する法第四条第四項	指定旧供給地点小売供給
第八十一条の見出し	事業	指定旧供給地点小売供給
第八十一条	事業譲渡譲受認可申請書	指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書
第八十一条第三号、第六号及び第七号	事業の	指定旧供給地点小売供給の
第八十一条第三号	事業に	指定旧供給地点小売供給に
	供給地点群	供給地点群（当該指定旧供給地点小売供給に係る供給地点の総体をいう。以下同じ。）
	及び	及び供給地点群ごとに
第八十一条第八号	法	改正法第五条の規定による改正前のガス事業法
	第七十四条第二項第十号又は第十一号	旧施行規則第七十四条第二項第十号又は第十一号
第八十二条	合併認可申請書	指定旧供給地点小売供給合併認可申請書
	分割認可申請書	指定旧供給地点小売供給分割認可申請書
第八十二条第三号及び第五号	事業の	指定旧供給地点小売供給の
第八十二条第三号	事業に	指定旧供給地点小売供給に
第八十二条第六号	法	改正法第五条の規定による改正前のガス事業法
第八十二条第七号	簡易ガス事業	指定旧供給地点小売供給